

## 第2章 水道事業のあゆみ

### 第1節 水道創設に至るまで

#### ●亀岡の水道

古来我が国は「農耕民族」が早くから田畑を開いて、池や小川や湧き水のほitoriなど、できるだけ水を得やすい場所に居を定めてきました。しかし、徐々に集落が形成されてそれが大きくなってきたり、山間部や流れから離れた所に住んで遠くから生活のための水を運ばなければならなくなると、素掘りの溝や竹筒などで水を引いてきたり、穴を掘って浅い地下水を得ることを考えついたりするようになってきたものと思われます。

亀岡市でも同様の経緯をたどってきたものと思われ、時代の流れとともに、水道の普及に当たっては、公衆衛生の観点から伝染病の予防、防災面から、消防水利としての利用、そして文化的生活を営み安定した生活水を確保できるものとして、亀岡市が誕生し発展していく過程において水道の整備は不可欠な事業となっていきます。特に、合併当初亀岡小学校で発生した赤痢の予防などには水道普及は必要でした。

亀岡城下においても水の確保は重要な問題であり、上矢田村の井堰や湧水を利用して堀へ水を引き、各戸では井戸を掘って日用の用水を確保していました。これに対し、柏原町や河原町などの川沿いの地域は度々洪水の災禍に見舞われたと亀岡市史に記録されています。

特に、台風13号による昭和28（1953）年の水害後、保津川の逆流による水害問題は切実な社会問題に発展しました。その後、流域調査や河川改修が行われましたが逆流への抜本対策にはなりません。保津川沿いの低地に立地し、台風13号で最も大きな被害を受けた保津町西垣内（現在の2区、3区）の住民は、対策に困り果てたすえ、昭和29（1954）年保津ヶ丘の高台の村営住宅に集団移転するなどの対策も取られ、この地域が亀岡市最初の公営水道（保津ヶ丘簡易水道）が整備された地域となりました。

#### ●水道建設の機運

明治23（1890）年2月「水道条例」が交付され、昭和32（1957）年に「水道法」に引き継がれました。昭和30（1955）年当時の水道普及率は全国で37.7%であり、京都府では60.4%でした。簡易水道への国庫補助導入は昭和21（1946）年12月21日の和歌山県から四国東部にかけての「南海地震」がきっかけとなりました。この、災害復旧事業に対して国庫補助金が交付されたことが「日本水道史・総集編」に記されています。昭和22（1947）年以降も予算の組み方や名称を変えて計上されていき、昭和27（1952）年度に「簡易水道国庫補助制度」が実現しました。

亀岡市最初の保津ヶ丘簡易水道は、水害対策集団移転のため昭和28（1953）年に水道条例による

認可（創設）を受け、簡易水道国庫補助制度による補助金の交付を受けた事業となりました。

これ以降、各地ごとに簡易水道国庫補助制度とともに京都府補助・市補助など、地域の状況などに即した補助金の交付を受けた簡易水道事業が次々に行われることとなりました。

また、稗田野町鹿谷の大谷鉱山に関連したもの、そして湯の花温泉に関連したものなど、それぞれの必要性に基づいた簡易水道も整備されました。

特に旧村時代から地元で対策が協議されてきた吉川町では、「金気水」（鉄分の多い水）に苦勞し、洗濯水すら「金気」をろ過しなければ使えないところが多くありました。この吉川町に簡易水道の話が急速に盛り上がり、昭和32（1957）年9月に完成しました。町民は長年の悪水の悩みから解放され、当時の町民の喜びを広報誌「亀岡の歩み」11号は、「花嫁はもう泣かぬ 悪水の悩みは昔のゆめ」として掲載しました。

亀岡市が発足した後の基盤整備事業の中でも水道整備は急務でありました。

保津ヶ丘簡易水道に続き、市街地の上水道は昭和30（1955）年4月に事業認可を受け、保津川畔に集水井戸を設け、そこからの原水をポンプで春日坂の浄水場に導水し、ここで緩速ろ過して消毒後、送水ポンプで西山中腹に設けた配水池（平和塔付近）に送水、旧亀岡町地域1,800戸を対象に給水するものでした。

これ以降、亀岡市の発展とともに水需要は増加し、施設の拡張が行われました。

また、上水道事業が進められていく中で、これまで市民に親しまれてきた湧き水を市民が共有できる財産として守ろうとする動きも出てきました。

亀岡盆地は古来より豊富な地下水に恵まれ、市域の各所に「清水」が湧き出、生活に潤いを与えてきました。亀岡城の堀跡に湧き出、往時は堀に絶えることなく水を供給していた清水は、明治以降、人々が野菜を洗い衣服を洗濯するために利用されてきました。現在の古世親水公園は、昭和初年には、よしず屋根が葺かれ、洗濯をする傍ら、語りあうことのできる憩いの場となっていました。昭和45（1970）年にはこれを利用する女性や自治会の寄付金でコンクリート造りの洗濯槽が作られ、柳町や北古世町から亀岡地区東部一帯200～300世帯の人々に利用され親しまれていたと亀岡市史は伝えています。

・古世親水公園



・古世親水公園（洗い場）



## 第2節 亀岡市水道事業の概要

本市の水道事業は、昭和29（1954）年に市政施行前の南桑田郡保津村で創設された保津ヶ丘簡易水道（計画給水人口300人、計画一日最大給水量30m<sup>3</sup>）に始まります。上水道事業は市政施行直後の昭和30（1955）年4月に給水人口8,000人、計画一日最大給水量1,800m<sup>3</sup>で事業認可を受け、昭和34（1959）年1月から給水を開始し、以来、本市の発展とともに5次にわたる施設拡張事業に取り組みできました。

上水道事業の給水区域の周辺では、計24地区で簡易水道事業を創設しましたが、その後、簡易水道事業どうしの統合や上水道事業との統合を進め、平成30（2018）年4月にすべての簡易水道事業を上水道事業に統合し、市全体をひとつの水道事業とする新しい体制のもとで経営がスタートしました。

### ●水道事業の概要

令和6（2024）年3月現在

事項	内容
行政区域内人口 (A)	86,569人
給水区域内人口 (B)	85,206人
給水人口 (C)	84,979人
人口普及率 (C ÷ A)	98.2%
給水区域内普及率 (C ÷ B)	99.7%
年間総配水量 (D)	9,792,071m <sup>3</sup>
年間有収水量 (E)	9,008,413m <sup>3</sup>
有収率 (E ÷ D)	92.0%
一日平均有収水量 (E ÷ 366日)	24,613m <sup>3</sup>

※簡易水道とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業を指しています。水道事業は住民の日常生活に欠かすことのできない水を地域独占で行うもので、給水区域内の住民に対し給水の義務を負っています。

その水道事業のうち、給水人口5,000人以下の水道を「簡易水道」といいます。「簡易」という言葉は手軽なイメージを持たれやすいですが、規模が小さいだけで施設や管理は上水道と同等のレベルが要求されます。

上水道は、給水人口が5,000人を超える水道事業で、全国で1,312事業、現在給水人口1億2,128万人となっています。簡易水道事業は全国で2,057事業、現在給水人口2,128万人です。

※水道法第1条（この法律の目的）

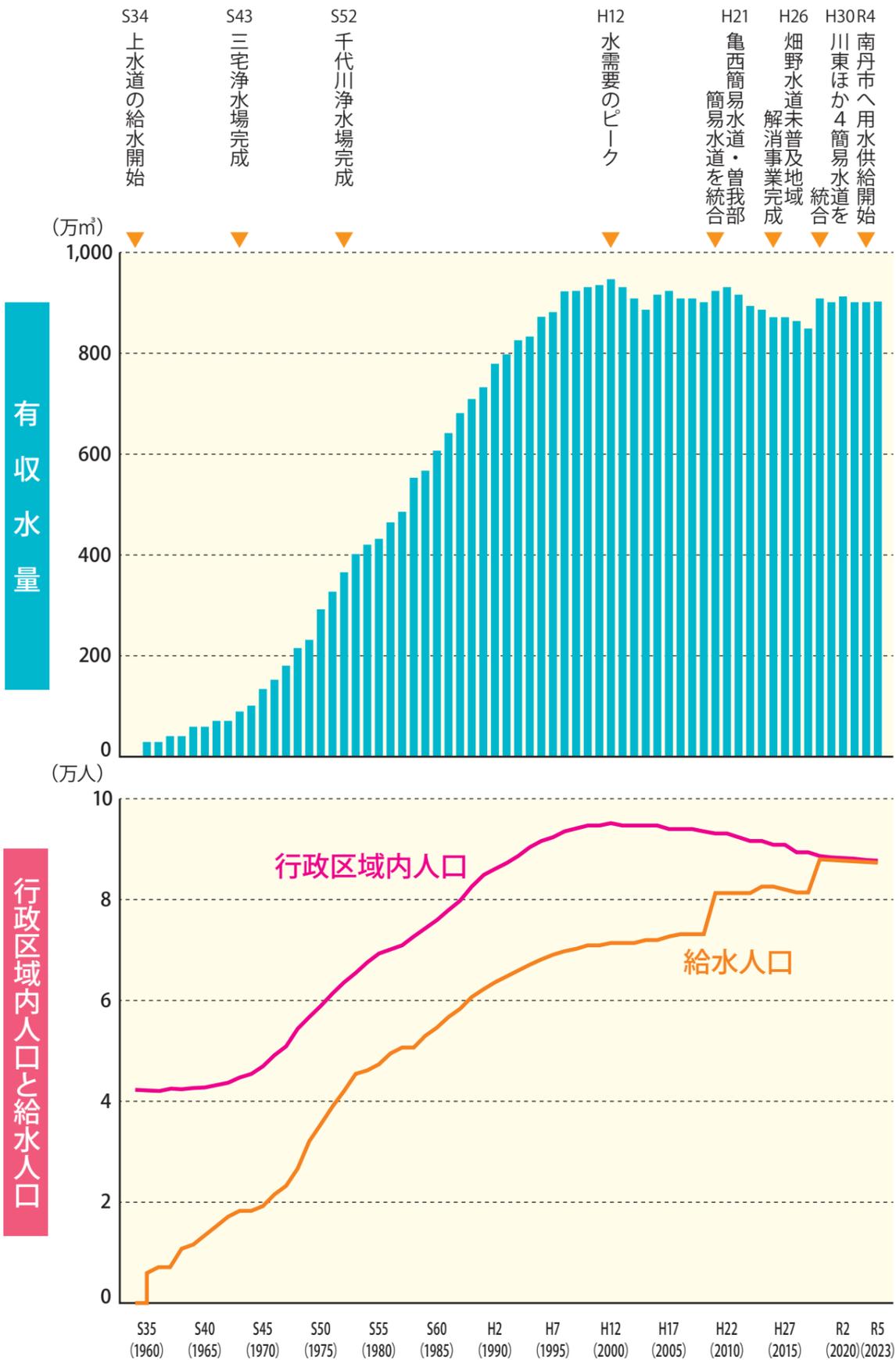
「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」

### ●町別水道事業一覧表

町名	施設名	備考	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
			S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
旧亀岡町	上水道創設認可	S30.4 創設認可により旧亀岡町を中心に給水開始 給水人口8,000人	S30													
篠町	山本簡易水道	上水道第3次拡張で統合		S36		S48										
	森簡易水道	上水道第3次拡張で統合		S34		S48										
	西山簡易水道	S47 私営で創設、S60 から公営					S47		S60		H5					
	上水道第1次拡張	S36.10 第1次拡張認可を受け拡張給水人口9,000人	S36													
大井町	上水道第2次拡張	S37.12 第2次拡張認可を受け大井町の一部へ拡張 給水人口1万人	S37													
大井町全域	上水道第3次拡張	S40.12 第3次拡張認可を受け三宅浄水場を新設 給水人口2万人	S40													
千代川町	上水道第4次拡張	S48.3 第4次拡張認可を受け千代川浄水場を新設 千代川町、稗田野町へ区域拡張 給水人口6万人						S48								
稗田野町	上水道第4次拡張							S48								
	鹿谷簡易水道	上水道第4次拡張で統合認可		S38		S48										
	天川簡易水道	上水道第4次拡張で統合認可	S34										H17			
	湯の花簡易水道	上水道第4次拡張で統合認可		S39	S45	S48										
東つじヶ丘	上水道第3次拡張	亀岡市による開発団地						S46								
西つじヶ丘	上水道第3次拡張	亀岡市による開発団地						S46								
南つじヶ丘	上水道第3次拡張	企業による開発団地										S62				
保津町	保津ヶ丘簡易水道		S29										H6			H30
	北保津簡易水道		S33													
	今石簡易水道		S33						S62 保津(愛宕谷系)簡易水道							
	保津(愛宕谷)簡易水道		S34													
千歳町	国分簡易水道		S34					S47								
	千歳簡易水道	出雲系を整備、千歳町全域に拡張														
河原林町	河原林簡易水道								S39					H17		
馬路町	馬路簡易水道								S37							
旭町	美濃田簡易水道		S33						S41							
	旭簡易水道	三俣系を整備、旭町全域に拡張														
吉川町	吉川簡易水道		S32							H2						
曾我部町	曾我部簡易水道								S38						H21	
本梅町	本梅簡易水道								S43				H5		H21	
東本梅町	松熊簡易水道								S47	S51						
宮前町	西部簡易水道															
	犬甘野簡易水道								S50					H12		H30
西別院町	百陀簡易水道	S43 飲料水供給施設	S43													
	下条簡易水道	農業構造改善事業により創設							S60							
	柚原簡易水道															
	水道未普及地域補助制度	水質検査、飲料水確保等														H24 一般会計補助
畑野町	水道未普及地域解消事業	H21.3 水道未普及地域解消事業認可取得														H24
東別院町	小泉飲料水供給事業	H30 上水道付帯施設							S46							
	水道未普及地域補助制度	水質検査、飲料水確保等														

凡例 私営水道 飲料水供給施設 簡易水道創設 町内簡水認可 簡易水道統合 上水道統合 補助制度 その他

●水道事業70年のあゆみ



●水道事業について

水道事業とは、水道法において、100人を超える一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業と定義されています（水道法第3条第2項）。給水の対象が100人以下の場合は、水道事業とはいいません。

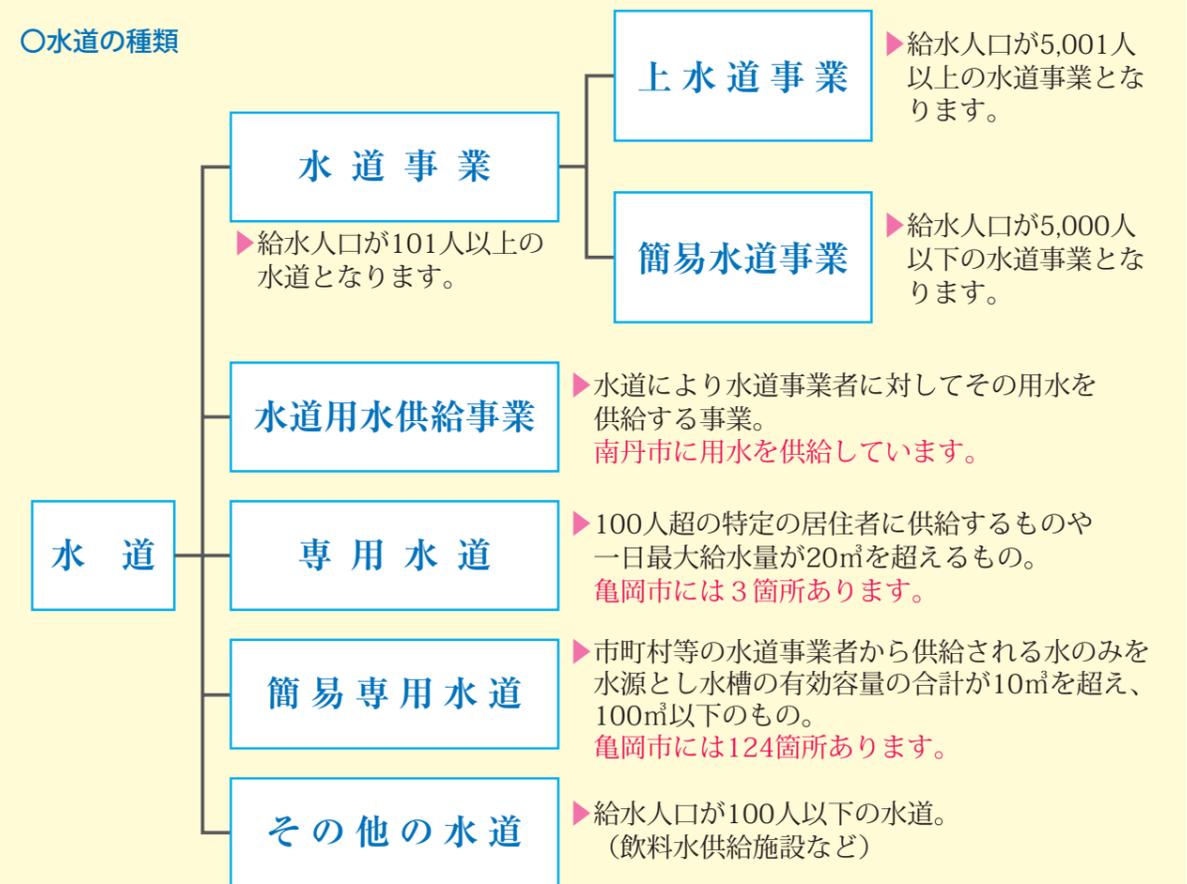
また、100人を超える人々に給水していても、給水対象が特定の団地や社宅に限られるという特定の居住者等に供給する場合は専用水道といいます。

水道事業の中でも、給水人口が5,000人以下の水道事業は簡易水道事業とよばれ、給水人口が5,000人を超える水道事業については、簡易水道事業と区別するために慣用的に上水道事業とよばれています。

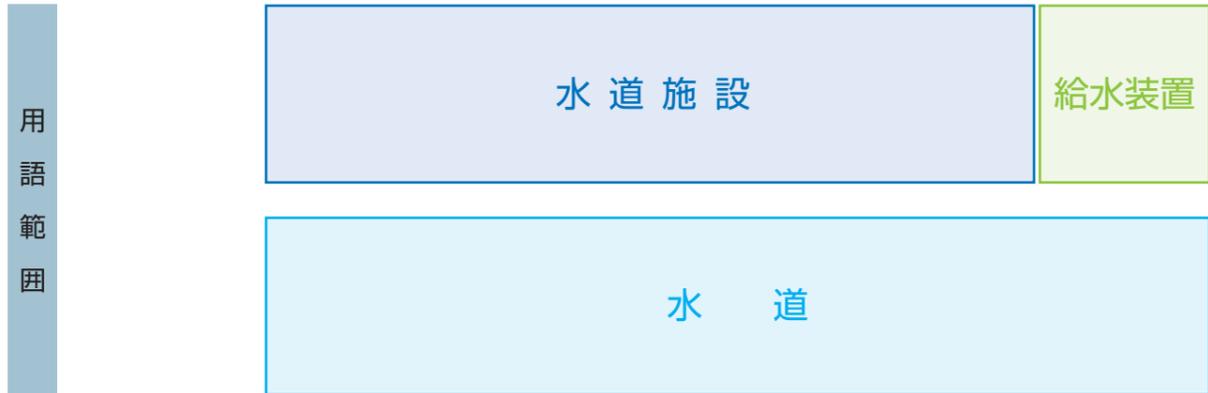
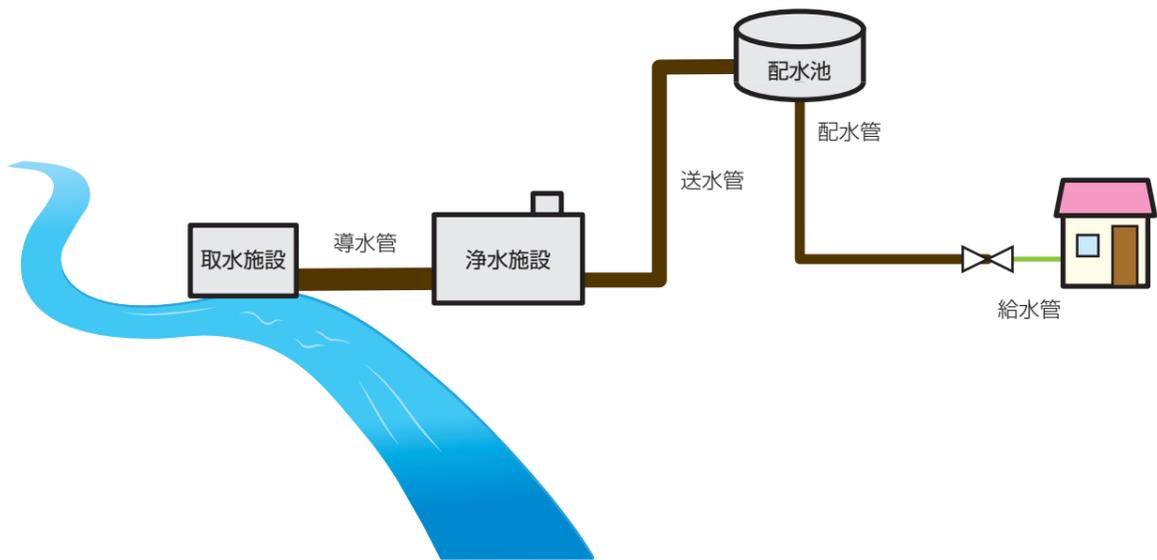
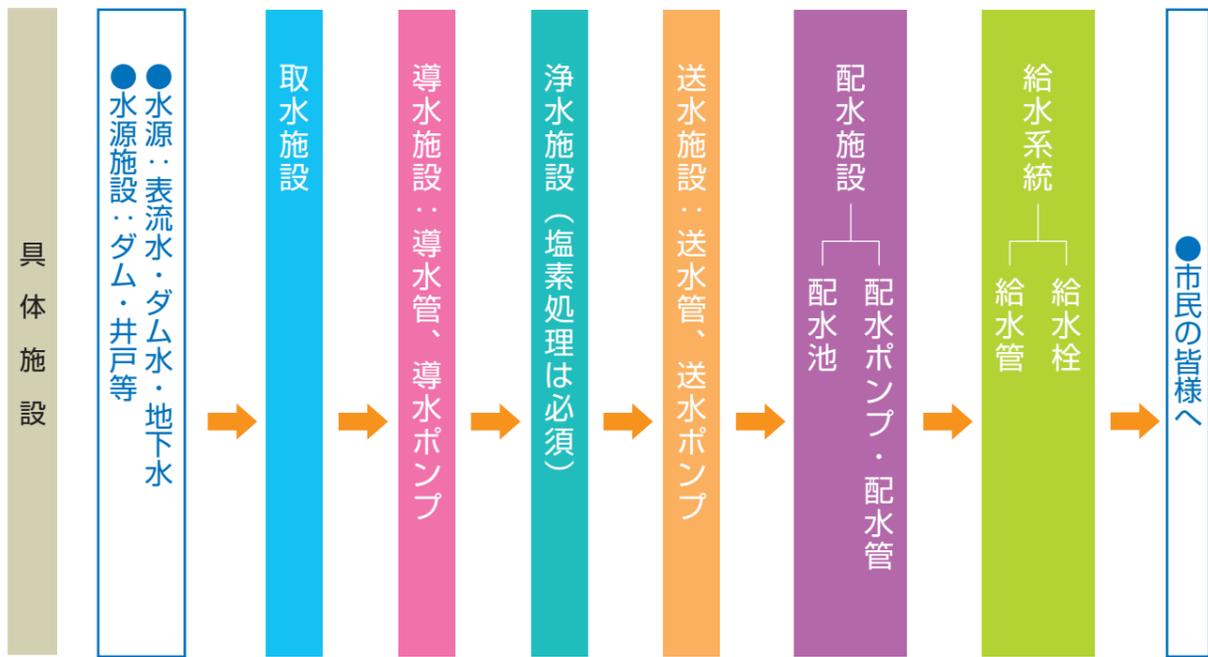
なお、水道法上、水道事業者に用水を供給する水道用水供給事業は水道事業には含まれません。

- 水道法：国民に清浄、豊富、低廉な水を供給するために必要な事業規制、衛生規制などの仕組みを通じ、行政と水道事業者等との関係を律した法律。
- 水道：導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体。ただし、臨時に施設されたものを除く（第3条第1項）。

○水道の種類



●水道の構成のイメージ

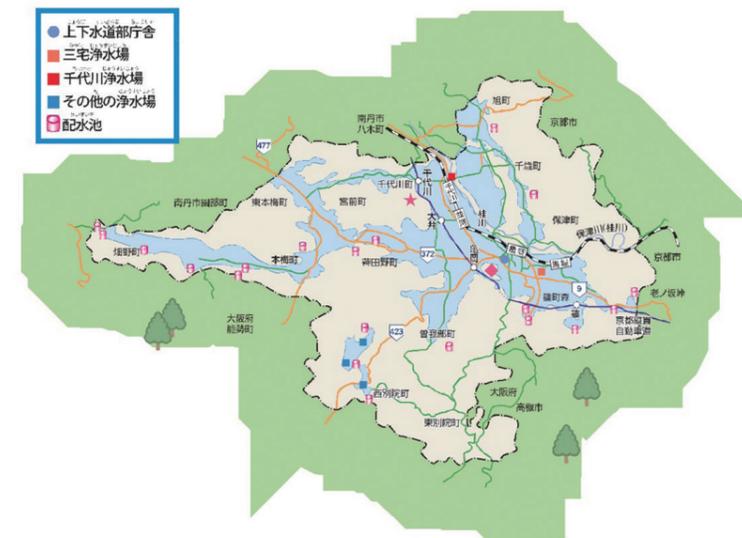


●施設の概要

本市は周辺の豊かな山々が育んだ良質で豊富な地下水に恵まれ、上水道の水源はすべて地下水を利用しています。

市内5箇所の浄水場のうち、三宅浄水場と千代川浄水場2箇所の給水能力は99.5%を占め、それぞれ平和台配水池と湯井配水池から直接または加圧ポンプにより16箇所の中小の配水池を通じて、ご家庭や事業所に良質な水道水をお届けしています。

水道管の総延長は660kmで、給水区域内の民家に通じる道路のほとんどに水道管が埋設されています。平成28（2016）年に平和台配水池と湯井配水池を結ぶ連絡管が完成したことにより、両配水系統間のバックアップや効率的な配水運用が可能となり、非常時における緊急給水対応能力が大きく向上しました。



●水道施設の概要

令和6（2024）年3月現在

配水系統		三宅浄水場系統	千代川浄水場系統	西別院系統	合計
浄水場	名称	三宅浄水場	千代川浄水場	犬甘野浄水場ほか2箇所	5箇所
	施設能力	20,000m <sup>3</sup> /日	33,600m <sup>3</sup> /日	247m <sup>3</sup> /日	53,847m <sup>3</sup> /日
	水源	深井戸4井	深井戸7井	浅井戸1井・深井戸5井	17井
	令和5年度浄水場ごとの実績一日最大送水量	12,646m <sup>3</sup> /日	18,912m <sup>3</sup> /日	312m <sup>3</sup> /日	—
一次配水池	名称	平和台配水池	湯井配水池	犬甘野浄配水池他2箇所	5箇所
	容量	8,082m <sup>3</sup>	15,860m <sup>3</sup>	180m <sup>3</sup>	24,122m <sup>3</sup>
一次以外の配水池	箇所数	6箇所	10箇所	—	16箇所
	容量	7,068m <sup>3</sup>	4,221m <sup>3</sup>	—	11,289m <sup>3</sup>
管路	※基幹管路	22,375m	46,854m	2,221m	71,450m
	配水支管	208,140m	368,410m	12,108m	588,658m
	計	230,515m	415,264m	14,329m	660,108m

※基幹管路…導水管・送水管・φ350mm以上の配水管

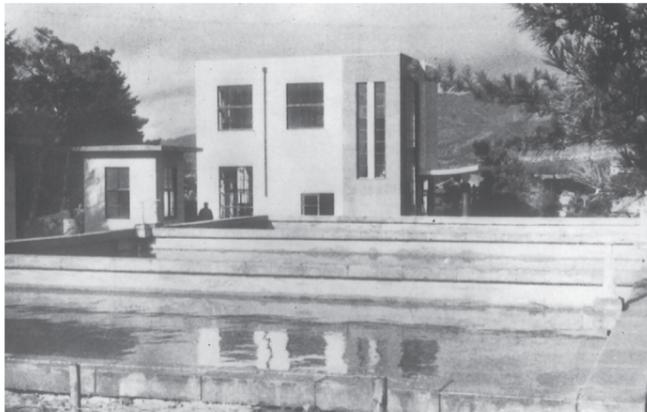
## 第3節 上水道事業

### 1. 創設

田園都市として発足した亀岡市は、市民の日常生活に必要な飲料水の確保と文化生活の向上、さらに都市の発展を目指し、昭和29（1954）年度より計画を進めていた旧亀岡町を給水区域とする水道事業を、計画給水人口8,000人、計画一日最大給水量1,800m<sup>3</sup>で昭和30（1955）年4月18日に事業認可を受けました。

昭和32（1957）年1月に創設事業を起工し、保津川河川敷内に取水井を設け豊富な伏流水を水源として、春日坂浄水場（緩速ろ過、ポンプ室等）と、西山配水池（下矢田町安行山山腹）を建設しました。2年の歳月と総事業費7,459万円を投じて、昭和33（1958）年12月の仮通水を経て、昭和34（1959）年1月から正式給水を開始しました。当市制施行直後の昭和30（1955）年に当時の行政区内人口4万2,209人のうち、給水開始当時の旧亀岡町の給水人口は5,000人あまりでした。

・春日坂浄水場



認可日	昭和30(1955)年4月18日
計画給水人口	8,000人
計画一日最大給水量	1,800m <sup>3</sup>
一人一日最大給水量	225ℓ
起工年月	昭和32(1957)年3月
竣工年月	昭和33(1958)年12月
給水開始年月	昭和34(1959)年1月
事業費	7,459万円

### 2. 第1次拡張事業【増え続ける水需要にこたえて】

亀岡市では、昭和30年代、新規住宅団地の開発が進み、人口が急増しました。特に市の中央部を縦貫している国道9号線沿いやJR山陰本線（嵯峨野線）の沿線を中心に人口増が顕著に現れました。

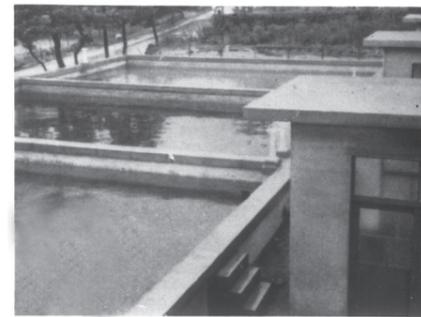
これら人口増加に対応するため、昭和36（1961）年10月31日に第1次拡張事業の認可を受けました。

この計画は、総事業費2,255万3,000円を投じて篠町へ給水の拡張を図るため配水管の布設を行い（一部地域を除く）、計画給水人口9,000人としました。

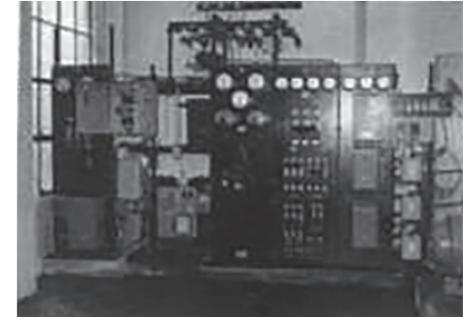
昭和38（1963）年3月から起工し、昭和38（1963）年11月に竣工、12月から給水を開始しました。

認可日	昭和36(1961)年10月31日
計画給水人口	9,000人
計画一日最大給水量	1,800m <sup>3</sup>
一人一日最大給水量	200ℓ
起工年月	昭和38(1963)年3月
竣工年月	昭和38(1963)年11月
給水開始年月	昭和38(1963)年12月
事業費	2,255万3千円

・春日坂浄水場緩速ろ過池



・春日坂浄水場受配電盤



### 3. 第2次拡張事業

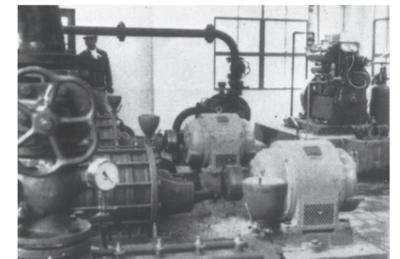
篠町の未給水地域である王子地区への区域拡張と、昭和37（1962）年の工場立地法に基づき大井町地域の一部が工場適地として指定を受けたことで、この地域の一部に給水区域を拡張するため第2次拡張事業を計画しました。

この計画は、総事業費1,586万円を投じて、篠町王子地区に送水ポンプ場と王子配水池を新設し、王子地区へ給水区域を拡張するとともに、大井町に給水区域を拡大し、計画一日最大給水量2,000m<sup>3</sup>、計画給水人口1万人としました。

昭和38（1963）年10月から工事に着手し、昭和39（1964）年2月に竣工、3月から給水を開始しました。

認可日	昭和37(1962)年12月17日
計画給水人口	10,000人
計画一日最大給水量	2,000m <sup>3</sup>
一人一日最大給水量	200ℓ
起工年月	昭和38(1963)年10月
竣工年月	昭和39(1964)年2月
給水開始年月	昭和39(1964)年3月
事業費	1,586万円

・春日坂浄水場送水ポンプ室



### 4. 第3次拡張事業

上水道事業創設以来、事業経営は順調に推移してきましたが、生活水準の向上、人口の増加、産業の発展などによって、今後ますます水需要の増大が予想され、既存施設能力はいずれ限界に達することが予測されていました。

昭和40（1965）年12月27日に計画給水人口2万人、計画一日最大給水量8,000m<sup>3</sup>（春日坂浄水場2,000m<sup>3</sup>と拡張分6,000m<sup>3</sup>）とする第3次拡張事業の認可を受け、昭和41（1966）年4月に起工しました。

認可日	昭和40(1965)年12月27日
計画給水人口	20,000人
計画一日最大給水量	8,000m <sup>3</sup>
一人一日最大給水量	400ℓ
起工年月	昭和41(1966)年4月
竣工年月	昭和44(1969)年3月
給水開始年月	昭和44(1969)年4月
事業費	1億2,000万円

この拡張事業では、総事業費1億2,000万円を投じて、保津川と雑水川の合流点上流右岸の堤外地に浅井戸を設け、三宅町地内に第2浄水場（三宅浄水場公称能力6,000m<sup>3</sup>/日）、さらに西つつじヶ丘に西つつじヶ丘第1低区配水池（容量2,000m<sup>3</sup>）を新設しました。当時としては最新技術の自動制御による浄水場運転管理システムを採用し、昭和44（1969）年3月に竣工、4月から給水を開始しました。

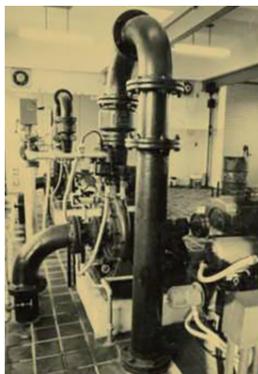
・西つつじヶ丘第1低区配水池



・三宅浄水場操作盤



・三宅浄水場送水ポンプ



### 5. 第4次拡張事業

その後も市政の発展は目覚ましく、人口の増加は一段と進みました。特に、高度経済成長を反映し、本市の立地条件を生かした先端技術産業などの工場進出が相次ぐ中、昼間人口も増加し、水需要は確実に増大してきました。

認可日	昭和48(1973)年3月17日
計画給水人口	60,000人
計画一日最大給水量	36,000m <sup>3</sup>
一人一日最大給水量	600ℓ
起工年月	昭和48(1973)年9月
竣工年月	昭和52(1977)年3月
給水開始年月	昭和52(1977)年4月
事業費	33億900万円

この状況において、昭和48（1973）年3月17日に未給水区域の礪田野町、千代川町への給水区域の拡張、隣接する簡易水道を統合するため第4次拡張事業の認可を受けました。具体的な事業の概要としては、新たに計画一日最大給水量1万3,500m<sup>3</sup>を有する千代川浄水場と湯井配水池を新設し、既設の三宅浄水場の施設能力を計画一日最大給水量2万2,500m<sup>3</sup>に能力アップするための施設増強工事です。さらに、西つつじヶ丘に西つつじヶ丘第2低区配水池（容量2,100m<sup>3</sup>）を新設するとともに春日坂管理本館を建設しました。また、庁内に中央監視室を設け、テレメーター、データロガーによる三宅・千代川両浄水場の運転監視・データ処理システムを採用するとともに、水質試験室を設置しました。

第4次拡張事業は昭和48（1973）年9月に工事に着手し、当初計画を1年繰り上げて、昭和52（1977）年3月に完成しました。事業費は33億900万円を投じて、現在の亀岡市の上水道施設の基盤が構築されました。

この拡張事業の完成により、春日坂浄水場と西山配水池（下矢田町）は休止しました。

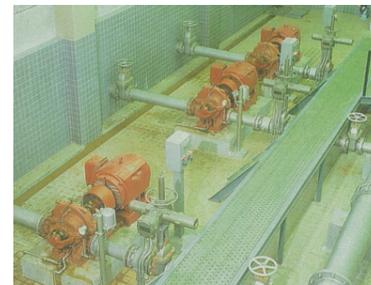
・千代川浄水場



・千代川浄水場監視室



・千代川浄水場送水ポンプ室



・三宅浄水場



・三宅浄水場監視室



・三宅浄水場送水ポンプ室



・湯井配水池（1号・2号）



・春日坂管理本館



・春日坂管理本館中央監視室



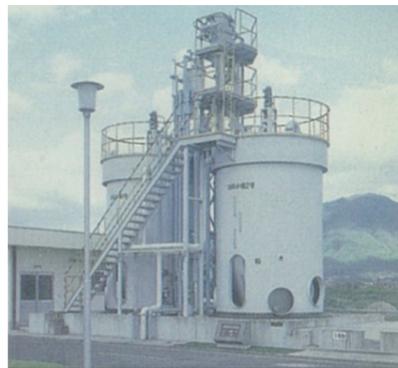
### 6. 第4次拡張事業変更認可

昭和54（1979）年3月に第4次拡張事業変更認可を受け、千代川浄水場の浄水処理方法に消石灰自動注入設備を導入しました。

これは亀岡市の地下水の水質の特徴であり、おいしい水の要素の一つである遊離炭酸が多く含まれている水はpHも6.4～6.6と酸性であることから、水質基準的には問題のない数値ではありますが、赤水対策等や水道施設の健全性を保持する目的で導入しました。

認可日	昭和54(1979)年3月31日
計画給水人口	60,000人
計画一日最大給水量	36,000m <sup>3</sup>
一人一日最大給水量	600ℓ
起工年月	昭和54(1979)年6月
竣工年月	昭和56(1981)年3月
給水開始年月	昭和56(1981)年4月
事業費	4,950万円

千代川浄水場  
消石灰自動注入設備



### 7. 第5次拡張事業認可

亀岡市では平成3（1991）年3月に今後のまちづくりの方向性を示した「第2次亀岡市総合計画（人口フレーム16万人）」を策定しました。この時期の亀岡市における大きなトピックスとしては、JR山陰本線（嵯峨野線）の複線電化事業や京都縦貫自動車道の開通などがありました。暮らしやすさや住みやすさを求めて、都市基盤の整備を進めました。

上水道事業は、創設以来、社会情勢の変動に対処するため、過去4回にわたる拡張事業を実施し、暮らしを支えるライフラインとして市民の皆様に寄り添い、発展してきました。一方、21世紀の豊かな潤いある生活に向けて、現状よりもう一段高い水道システムの構築を指向し、市民皆水道はもとより、安全性の高い水道施設の建設が不可欠となっていました。

これらの課題を達成していくために、「第2次亀岡市総合計画」の将来フレームを基に計画した第5次拡張事業の認可を平成5（1993）年3月24日に受け、同年4月から事業に着手しました。この拡張事業では、計画給水人口124,000人、計画一日最大給水量7万3,600m<sup>3</sup>をもって、既設の改良・拡張工事を実施する計画としました。具体的には三宅・千代川両浄水場の施設改良及び拡張、湯井配水池の増設、平和台配水池の新設、既設配水池の更新、老朽配水管の更新、連絡管の整備等です。事業の骨子は、当時の厚生省が推進していた「ふれっしゅ水道計画」と整合を図っていました。

認可日	平成5(1993)年3月24日
計画給水人口	124,000人
計画一日最大給水量	73,600m <sup>3</sup>
一人一日最大給水量	594ℓ
起工年月	平成5(1993)年4月
事業費	120億円(予定)

- ① 隣接簡易水道の「上水道区域統合」
- ② 土地利用計画による「給水区域の拡張」
- ③ 地震・災害等緊急時の飲料水確保のための「配水池容量の増大」
- ④ 有事に備えて2箇所の浄水場を結ぶ「連絡管整備」
- ⑤ 「老朽管の更新」
- ⑥ 緊急時の給水確保のため、震災対策用貯水施設の新設など水質改善施設の整備、消毒設備の改善も進めました。

千代川浄水場



千代川浄水場取水井戸



千代川浄水場集中管理室



千代川浄水場送水ポンプ（水中ポンプ）



湯井配水池（3号・4号）



平和台配水池



### 8. 第5次拡張事業 第1回変更認可

第1回認可変更は、平成14（2002）年5月30日に認可を取得しました。

第5次拡張事業の認可計画時点では「第2次亀岡市総合計画」の人口フレーム等を基に計画したものでしたが、千代川浄水場システムの整備を終えた時点で計画通りの人口の伸びが見られないため、当初計画が過大投資とならないよう完成年度を延伸することとしました。また、千代川浄水場システムの各取水井戸の適正揚水量の見直しを行い、長期に安全に取水を行うため各取水井戸の計画取水量を減少しました。不足する水量確保については新たに3箇所取水井戸を確保しました。工事は平成14（2002）年9月に起工し、平成16（2004）年3月に完成しました。

認可日	平成14(2002)年12月27日
計画給水人口	124,000人
計画一日最大給水量	73,600m <sup>3</sup>
一人一日最大給水量	594ℓ
起工年月	平成14(2002)年9月
竣工年月	平成16(2004)年3月
給水開始年月	平成16(2004)年4月

・千代川浄水場系取水井（8号）



・千代川浄水場系取水井（9号）



### 9. 第5次拡張事業 第1回変更届出

第5次拡張事業は、当初の事業計画とは人口の伸びの鈍化や社会情勢の変化等、計画と現状の差が大きく修正する必要がありました。そこで、平成16（2004）年度の時点で、今後の人口想定を見直した給水人口を基に中長期計画の策定を行い、計画目標を平成27

認可日	平成21（2009）年3月31日
計画給水人口	86,400人
計画一日最大給水量	40,100m <sup>3</sup>
一人一日最大給水量	464ℓ
起工年月	平成21（2009）年5月
竣工年月	平成26（2014）年3月
給水開始年月	平成26（2014）年4月

（2015）年度とし、計画給水人口86,400人、計画一日最大給水量40,100m<sup>3</sup>とスペックダウンする事業の変更届出を、平成21（2009）年3月31日に提出し受理されました。また、当初計画の骨子の一つである隣接する「亀西簡易水道」、「曾我部簡易水道」を上水道と統合し、さらに「畑野町水道未普及地域解消事業」による給水区域拡張を行うことも合わせて届出しました。

・亀西簡易水道・湯の花加圧



・畑野町竣工感謝式



・曾我部簡易水道・寺配水池



### 10. 第5次拡張事業 第2回変更届出

京都府の専用球技場として大規模スポーツ施設「京都スタジアム（仮称）」の建設決定を受け、計画地への給水区域拡張と社会情勢等の変化に伴う見直しを行い、計画給水人口82,500人、一日最大給水量32,600m<sup>3</sup>として、第5次拡張事業第2回認可変更届出を平成27（2015）年3月17日に提出し、受理されました。

認可日	平成27（2015）年3月17日
計画給水人口	82,500人
計画一日最大給水量	32,600m <sup>3</sup>
一人一日最大給水量	395ℓ

・京都スタジアム（サンガスタジアム by KYOCERA）



### 11. 第5次拡張事業 第3回変更届出

当初計画の骨子である隣接簡易水道の「上水道区域統合」について、5つの簡易水道を上水道に統合することに伴い、各簡易水道との協議・調整を進め、国・京都府・亀岡市の補助金を最大限に活用することとしました。平成27（2015）年度に統合整備事業を実施する採択を受け、平成29（2017）年度に事業を完了し、平成30（2018）年3月5日上水道へ統合するための認可変更届出を提出し受理されました。これにより亀岡市の水道事業は一つとなり計画給水人口87,700人、一日最大給水量39,500m<sup>3</sup>として平成30（2018）年4月1日から新たな水道事業として出発しました。

認可日	平成30（2018）年3月5日
計画給水人口	87,700人
計画一日最大給水量	39,500m <sup>3</sup>
一人一日最大給水量	450ℓ

・主な統合整備事業

- ① 月読橋の緊急連絡管を川東地区への送水管として常時使用
- ② 保津橋に川東地区への送水管布設
- ③ 上水道配水池からの配水区域とする各施設の整備
- ④ 各簡易水道での老朽配水管の更新等

・月読橋



・保津橋



・月読橋連絡管（現在は送水管）



・保津橋送水管



12. 第5次拡張事業 第2回変更認可

西別院町の柚原浄水場の第1水源は浅井戸であることから、深井戸にくらべ周辺状況による水質への影響を受けやすい環境にあります。これまで浅井戸の管理は水質計器の濁度や色度などの常時監視により安全性を確認していましたが、さらなる安全性を高めるため、万が一耐塩素性病原生物が流入しても、塩素滅菌設備までに対策できる紫外線処理設備を追加する浄水方法の変更認可を提出し、令和6（2024）年3月27日に認可を得ました。

認可日	令和6（2024）年3月27日
計画給水人口	87,700人
計画一日最大給水量	39,500m <sup>3</sup>
一人一日最大給水量	450ℓ

第4節 簡易水道事業

水道行政の基本法は、明治23（1890）年2月「水道条例」が交付され、昭和32（1957）年に「水道法」に引き継がれました。

水道条例では「水道公営の原則」があり、地方では認可を受けない小規模な水道が多数作られる要因でもあったことから、これらに対応する法の抜本的な改正が必要となり、幾多の紆余曲折を経て「水道法」が制定されました。

さらに、昭和21（1946）年の「南海地震」の災害助成による水道が布設されたことが機運となり、昭和27（1952）年に簡易水道への国庫補助制度が創設されました。

亀岡市で最初の簡易水道である保津ヶ丘簡易水道は、明治23（1890）年に制定された水道条例の認可を得て、簡易水道国庫補助制度の適用を受け、昭和29（1954）年に水道を整備し給水を開始したものでした。以降、亀岡市では昭和30年代に簡易水道の国・村による補助制度もあり、次々と整備が進み計24箇所が簡易水道が創設されました。

基本的には簡易水道事業は「市町村公営」であるべきと定められており、亀岡市が事業主体となり、運営は各簡易水道に水道委員会等の組織が設けられ、地元主体で運営をされてきました。

創設された簡易水道は、簡易水道同士の統合や上水道への統合を行い、事業の基盤強化や、管理運営の効率化を図り、平成30（2018）年度では5箇所の簡易水道となっていました。

現在は、平成30（2018）年度に水道を一つとする事業統合を行い、既存の上水道給水区域の周辺においては、すべて上水道の三宅浄水場及び千代川浄水場の浄水場系統として経営の効率化と持続可能な安全・安心が図られました。また、山間部の犬甘野簡易水道、柚原簡易水道は、上水道との経営統合をする中で、運営の基盤が強化されました。

小泉飲料水供給施設においては、水道法に準じた管理を行い、上水道事業の付帯施設として上水道事業管理のもと、安全に給水を続けています。

今日に至る簡易水道事業は、創設から運営に至るまで地元で組織された水道委員会等を中心に運営されてきました。それぞれの簡易水道の苦勞は、小規模な経営状況の中で、亀岡市とともにいかに住民の皆様へ安全な水道水を安心・安定して送るかということでした。そのため、各簡易水道での料金体系や加入金制度を設定し、改良事業や更新事業の財源は補助金のほかには地元負担が必要となり、住民に負担を求めざるを得ず、日常における適正な運営のため努力されてきたものです。

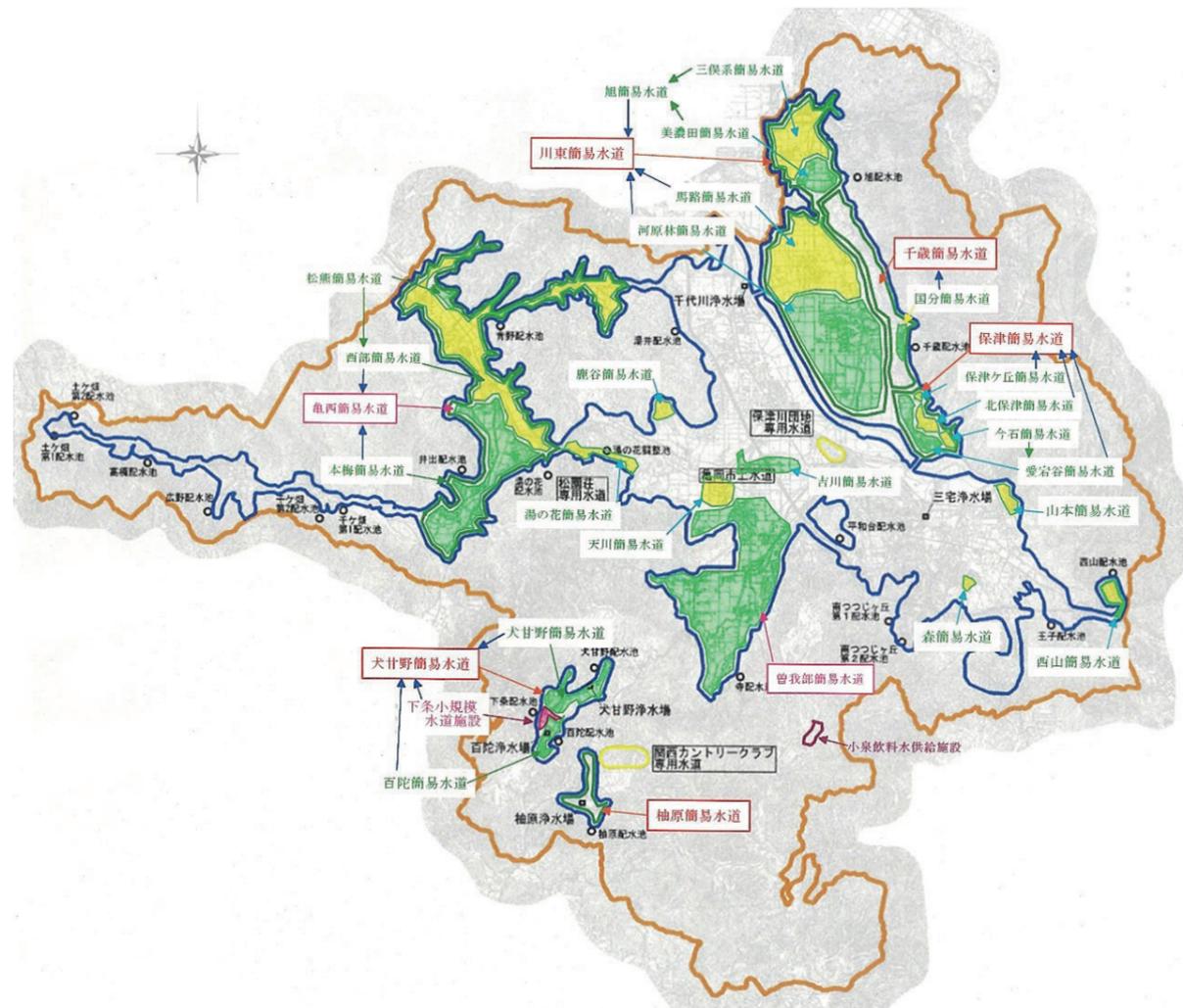
課題の多くは不足しやすい水源水量であり、特に年末においては断水や給水制限などが毎年のように続いていた時期があります。各簡易水道には補助管理者がおられ、水道法で定められた毎日点検の実施や簡易水道の状況を監視し、異常があれば亀岡市に連絡するなど、地元における安全・安心な施設を維持するための大切な存在としてご苦勞いただきました。

そうした苦勞の時代は、国、京都府、亀岡市の補助を受けた拡張事業や簡易水道事業同士の統合で管理の効率化により改善されてきましたが、将来的にも安心・安全・安定した水道事業を目指すため、平成19（2007）年に国は実質的な「1事業体1水道事業」の方針のもと国庫補助制度の見直しを行い、平成28（2016）年度をもって基本的に簡易水道事業への補助金が廃止されることとなりました。

それに伴い平成21（2009）年に策定した亀岡市水道ビジョンにおいては厚生労働省の方針に基づいて、上水道に統合することとして段階的に事業を進め、統合整備にかかる国庫補助の最後の適用を受け、平成27（2015）年度から事業を開始し、平成29（2017）年度に完了、平成30（2018）年度にすべての簡易水道を上水道と統合し「一つの水道事業」とする新しい体制の下で新たな経営がスタートしました。

最終目標であった亀岡市上水道事業との統合により、「亀岡市一つの水道事業」として安全安定した水道が達成されることとなりました。

### ●簡易水道事業位置図



## 第5節 水道未普及地域解消事業

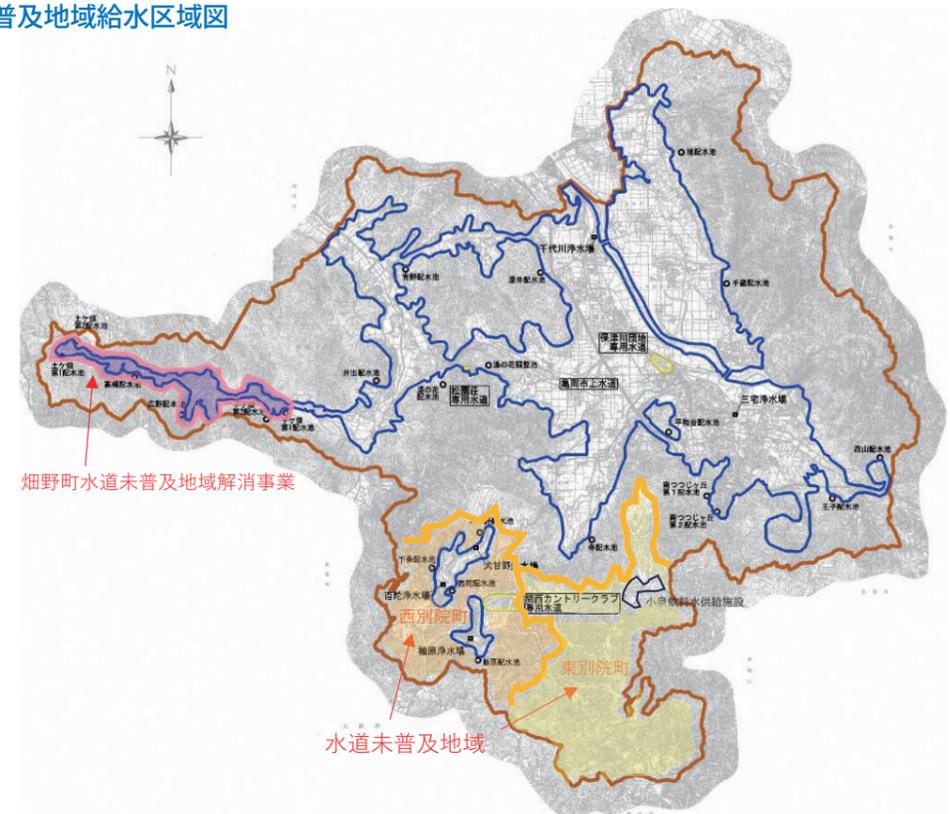
ライフラインである水道の整備は不可欠であります。水道事業は地方公共団体が経営する公営企業として水道料金の収益による独立採算制の経営を行うため、「公共の福祉」と「経済性」との相互関係による特殊性からすべての地域に整備されておらず、地域の状況に応じ独立採算事業として簡易水道事業や上水道事業として整備されてきた経過があります。

平成5（1993）年3月に取得した上水道第5次拡張事業認可時点における亀岡市の水道未普及地域は、西別院町、東別院町、畑野町でした。認可を受けた中で解消計画が示されました。

基本計画は平成7（1995）年度に策定され、さらに平成9（1997）年度には水源調査を実施し、その後実現に向けて地元調整が進められました。

その取り組みの中で、畑野町からの強い要望を受け平成15（2003）年度にアンケート調査を実施し、平成16（2004）年度から整備にかかる再検討を行い、一定の方向性が整理されたことで、畑野町に水道設置推進委員会が発足し、具体的な協議調整が行われました。その後、平成20（2008）年12月19日に畑野町から当時の栗山市長に対して、事業の推進要望書が提出されました。以降、国、京都府に対し補助金等の要望活動を行うとともに、事業実施に向け水道事業認可変更や亀岡市の条例制定などを行い、平成21（2009）年補助事業採択を受け事業に着手し、平成26（2014）年3月に事業が完成しました。

### ●水道未普及地域給水区域図



また、西別院町、東別院町に対しても水道未普及地域解消事業推進にかかる取り組みとして、アンケート調査を実施した結果、それぞれの地域の状況や地元負担が高額な公営水道の整備は行わないことを、地元で意思決定されました。

亀岡市は地域の実情を考慮する中で、公営水道が整備されていない地域では、飲用水等を安定的に供給し、もって公衆衛生の向上及び生活環境の確保を支援するため、次の補助金制度を実施しています。

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| ① 亀岡市飲用水水質検査費補助金       | 平成24（2012）年4月1日付 |
| ② 亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金  | 平成24（2012）年4月1日付 |
| ③ 亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金 | 令和元（2019）年10月1日付 |

※畑野町は現在上水道給水区域

※現時点での水道未普及地域は ・西別院町（犬甘野・百陀・柚原簡易水道を除く）  
・東別院町（小泉飲料水供給施設を除く）

## 第6節 用水供給事業

南丹市では、八木町の大藪浄水場と当該給水区域の配水池の老朽化に伴い、施設更新を行う代わりに、隣接する亀岡市上水道（千代川浄水場）から大藪浄水場給水区域へ用水供給を受けることを検討し、平成29（2017）年4月その可能性について亀岡市に協議がありました。

亀岡市としても人口減少に伴う施設能力の余力が活用できるメリットのある事業として検討を進め、平成30（2018）年2月正式に南丹市長より協議申し出を受け、協議・調整を進め、平成31（2019）年1月に基本合意書を締結しました。その後、具体的な検討を進め、令和元（2019）年6月の基本協定書締結を経て、京都府も含めた協議・調整が整ったため、水道法第26条の規定に基づき、亀岡市は水道用水供給事業創設認可を京都府知事へ申請し、令和2（2020）年3月26日認可を受けました。

### ○事業形態

亀岡市は上水道事業から用水供給は制度上できないため、別途水道用水供給事業の認可を取得して水道用水を南丹市に供給します。南丹市は亀岡市水道用水供給事業からの水道用水を受水して、下記給水対象地域に供給します。亀岡市水道用水供給事業の事業形態としては、用水を供給する施設は独自に持たず、亀岡市水道事業により供給される浄水を用水供給するものとし、そのため形式上亀岡市水道事業の施設の一部を借用し、借用した施設の管理及び事業の運営を亀岡市水道事業に委託する事業形態としました。

### ○給水対象

南丹市水道事業の一部（旧大藪浄水場系東給水区域）

〔南丹市八木町八木、柴山、鳥羽、木原、八木嶋、大藪及び南広瀬の全域並びに美里、室河原、池ノ内及び玉ノ井の一部区域〕

○計画一日最大給水量 1,762m<sup>3</sup>

○給水開始年月日 令和4（2022）年2月1日

### ○用水供給事業とは

一般の家庭に直接、水道水を給水するのではなく、国の認可を受けた水道用水供給事業者が水道事業者（水道事業を経営する者）に対して水道用水の供給（水の卸売り）をする事業のことです。

# 第3章 各町の水道のあゆみ

## 南丹市への水道用水の供給開始

### 亀岡市 京都府内で初の市町村間連携



水道用水供給事業 供用開始式

供用開始を祝う亀岡市・桂川市長（中央左）と南丹市・西村市長

京都府亀岡市は、2月1日から南丹市に対する水道用水供給事業を開始した。亀岡市千代川浄水場の余剰能力を利用し、南丹市八木町南地区に対し、1762立方メートル/日を供給するもの。広域連携による水道事業の経営効率化を図るとともに、施設の有効活用による経費削減効果なども見込む。水道事業における市町村間の連携は京都府内では初となる。1月27日には、同浄水場内で供用開始式を開催し、両市の関係者ら約20人が出席した。

これにより南丹市は、

大敷浄水場の停止により約15億円の更新費用を削減。亀岡市は千代川浄水場の余剰能力を活用し、南丹市に対して年間50万立方メートルを供給することになり、年間約6000万円の収入を見込んでいる。また、事業の実施にあたり、南丹市が事業費約3億7000万円をかけた、市内の既設配水管と千代川浄水場間の約2キロメートルを結ぶ送水管を、GX形状クォーツパイプ（φ3050）で整備した。式典では、桂川孝裕・亀岡市長が「本事業は両市にメリットがあるものと考えており、実施にあたり、両市議会や京都府に理解、協力をいただけたことに感謝している。今後も南丹市と広域連携の取り組みを進めていきたい」、西村良平・南丹市長は「地下水を原水とする当市の大敷浄水場は、供用開始から50年以上が経過し、更新するにも財政的に厳しい状況にあった。こうした中、本事業が実施できたことは、持続可能な地域社会の実現にもつながる」とあいさつ。その後、南丹市へつながる送水管の仕切弁を開栓し、事業の供用開始を祝った。

・水道産業新聞（令和4年2月21日号）より抜粋



・給水開始式